

# 健康増進法が改正され、受動喫煙防止対策が強化されます



「望まない受動喫煙」をなくすため、平成30年7月に健康増進法が改正され、令和2年4月1日の全面施行にむけて段階的に施行されています。今回の改正では、多くの人が利用するすべての施設が原則屋内禁煙となり、施設内喫煙を可能とする場合には標識掲示などが義務づけられることとなります。

- 基本的考え方 1 「望まない受動喫煙」をなくす
- 基本的考え方 2 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者などに特に配慮
- 基本的考え方 3 施設の類型・場所ごとに対策を実施

多数の方が利用する施設の類型に応じて一定の場所での喫煙が禁止されます。多数の方が利用する施設とは、「2人以上の方が同時に、または入れ替わり利用する施設」のことです。

## 第一種施設

令和元年7月1日施行

学校・病院・児童福祉施設や行政機関の庁舎



### 敷地内禁煙

(施設利用者が通常立ち入らない屋外に、特定屋外喫煙所を設置することも可)※

## 第二種施設

令和2年4月1日施行

事務所・ホテル・飲食店など第一種施設以外の多数の人が利用する施設



### 原則屋内禁煙

〈喫煙専用室や、加熱式たばこ専用(飲食可)喫煙室の設置も可〉※



## 喫煙目的施設※

令和2年4月1日施行

喫煙を主たる目的とするバー、スナックなど、たばこ販売店



### 施設内で喫煙可能

既存特定飲食提供施設に対する特例

喫煙可能室を屋内の「全部または一部」に設置可(飲食可)※。設置した場合は届け出が必要。(国が別に定める時期までの経過措置)  
既存特定飲食提供施設の要件：客席面積100㎡以下かつ資本金5,000万円以下などの既存飲食店

※全ての施設で喫煙可能な場所には「喫煙可能場所」である旨の掲示を義務づけ。利用者・従業員とも20歳未満は立入禁止

## 事業者のみなさんへの財政・税制支援等について

### 【財政支援】受動喫煙防止対策助成金

中小企業主が受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室などの設置などにかかる工費・設備費・備品費・機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。

●問い合わせ先 北海道労働局

### 【税制措置】特別償却または税額控除制度

2021年3月31日までに、認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に基づいて、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、取得価額の特別償却(30%)または税額控除(7%)の適用を認めます。



## 「北海道受動喫煙防止条例(仮称)」の制定に向けた地域説明会を開催

北海道の実情に応じた受動喫煙対策を推進するため、条例の骨子となる基本的な考え方のほか、改正健康増進法の概要、職場における受動喫煙防止対策の取り組みや支援制度等を紹介する説明会を開催します。

○開催日・場所

①9月20日(金)午後2時～3時30分＝旭川市民文化会館②10月7日(月)午後1時30分～3時＝札幌かでの2・7③その他＝函館、北見ほか

○申込締切

①旭川会場＝9月10日(火)②札幌会場＝9月27日(金)

●詳細 北海道ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/framepage/tobacco-taisaku.htm>

詳しくはこちらへ <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp> 「なくそう!望まない受動喫煙」

●詳細 健康推進係